

## 公 売 の 概 要

### 1 公売期日及び会場

公売期日及び会場	公売公告番号	公売財産の 売却区分番号
令和6年11月20日(水) 愛媛県中予地方局7階大会議室	第11号	70-1～70-4

### 2 公売財産

「公売財産の一覧」(P. 6) 及び「公売財産明細書」(P. 24) のとおり。

### 3 公売方法

入札

### 4 受付時間

公売期日の午後1時00分～午後1時40分まで

### 5 入札時間

公売期日の午後2時05分～午後2時20分まで

注) 受付をされていない方は入札に参加できませんので、所定の時間までに必ず受付を行ってください。

### 6 開札時刻

公売期日の午後2時20分

### 7 売却決定日時及び場所並びに買受代金納付期限

公売財産の売却区分番号	売却決定日時及び場所	買受代金の納付期限
70-1～70-4	令和6年12月11日(水) 午前10時30分 愛媛地方税滞納整理機構	令和6年12月11日(水) 午前11時30分

## 8 公売参加資格

原則としてどなたでも公売に参加することができます。

ただし、以下の方は公売に参加することはできません。

(ア) 滞納者及び公売会場への入場、入札等を制限されている者（国税徴収法第92条及び108条に該当する者並びに同法99条の2各号に規定する者）（暴力団員等）

(イ) 愛媛県暴力団排除条例の規定により、次の（a）～（e）に該当する者

(a) 役員等が暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの

(b) 暴力団（愛媛県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの

(c) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの

(d) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの

(e) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

## 9 入札時の携行品等

### ○身分に関する証明

本人確認のため、入札参加者（代理人が入札手続きを行う場合には、代理人本人）の身分に関する証明書を提示又は提出していただきますので、**運転免許証等の公的機関発行の証明書等をお持ちください。**

法人代表者の場合には法人の履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の代表権限を有することを証する書面を併せてお持ちください。

## ○公 売 保 証 金

公売財産ごとに所定の金額を、現金又は小切手でご用意ください。

なお、複数の公売財産の入札に参加される方で、小切手を使用される場合は、必ず公売財産（売却区分番号）ごとに小切手をご用意ください。

※ 小切手は自己宛てのものに限ります。

## ○収 入 印 紙（200 円）

入札者が営利法人の場合又は個人営業者の場合に必要です。

## ○陳 述 書

「陳述書」について必要事項を記入し作成し、受付時にご提出ください。

また、共同で入札する場合には、共同入札者全員の「陳述書」が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。

### ① 入札者が個人の場合

「陳述書（個人用）」に、入札者の住所、氏名、フリガナ、性別、生年月日を記入してください。

自己の計算において入札をさせようとする者がある場合には、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に必要事項を記入し、併せて作成してください。

### ② 入札者が法人の場合

「陳述書（法人用）」に法人の所在地、名称、代表者の役職、氏名を記入してください。また別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」に法人の役員すべての住所、役職、氏名、フリガナ、性別、生年月日を記入してください。

自己の計算において入札をさせようとする者がある場合には、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に必要事項を記入し、併せて作成してください。

### ③ 入札者（買受申込者）又は自己の計算において入札等をさせようとする者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合には、その認可等を受けていることを証する書面（宅地建物取引業の免許証等又は債権管理回収業の許可証等）の写しを併せて提出する必要があります。

### ○委任状

代理人が入札する場合は、代理人権限を証する委任状及び陳述書をあらかじめ作成し、公売当日にご用意ください。法人の従業員等代表権限を有しない方が法人名で入札する場合にも必要です。（入札する公売財産ごとに必要です。）

共同で入札を行う場合は、共同入札者全員から委任状の提出が必要です。また、事前に「共同入札代表者の届出書」を作成の上、公売当日にご用意ください。

**委任状には委任者の印鑑証明（発行日から3月以内）の添付が必要です。**

### ○買受適格証明書

公売財産が農地の場合に必要です。

## 10 注意事項

- ①公売財産の「位置図」等はおおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認した上で入札してください。
- ②土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。
- ③愛媛地方税滞納整理機構は、公売財産の引渡し義務は負わないため、使用者又は占有者等に対して明け渡しを求める場合は、買受人が行うこととなります。
- ④愛媛地方税滞納整理機構は公売財産について不適合があっても担保責任を負いません。
- ⑤「公売公告」及び「不動産公売のしおり」に掲載されている公売財産について公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をお問い合わせください。
- ⑥公売財産に係る滞納租税の完納の事実が、買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事実があるときは、売却決定を取り消します。
- ⑦公売参加資格・入札方法については、「公売参加の手引」及び「記載例」をご覧ください。
- ⑧午後2時00分までには公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。

- ⑨該当する物件がある場合、消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて愛媛地方税滞納整理機構が適格請求書を交付します。
- ⑩公売実施の適正化のため、国税徴収法第108条により公売会場への入場、入札等を制限することがありますので注意してください。

その他、公売手続・公売財産等詳細については、愛媛地方税滞納整理機構徴収課（TEL 089-913-5800（直通））までご連絡ください。